

代理受領制度について

～代理受領制度とは～

区が交付する補助金を、地域団体に代わって、工事等を実施した事業者が直接受け取ることができる制度です。

この制度を利用することで、防犯カメラ設置・更新費用から補助金額を差し引いた金額のみ用意すれば良くなるため、**当初の費用負担を軽減できます。**

例：総事業費240万円のうち補助金が235万円の場合

これまでの制度		新たな制度
通常の支払い	概算払	代理受領
申請者 ①工事費 支払 240万円 事業者 ②補助金 交付請求 ③補助金 支払 235万円 練馬区 一旦、工事費の 全額(240万円)を 負担する必要がある。	申請者 ①補助金 概算払 請求 ②補助金 概算払 235万円 ③工事費 支払 240万円 事業者 ④精算 手続 練馬区 工事費と補助金の差額分 (5万円)のみ 用意すればよい。 ※ 精算の手続きが別途必要	申請者 ①補助金を 除く工事費 支払 5万円 事業者 ②補助金 交付請求 ③補助金 支払 235万円 練馬区 工事費と補助金の差額分 (5万円)のみ 用意すればよい。 ※ 委任の手続きが別途必要

※どの支払方法を利用するかはお選びいただけます。
※代理受領制度を利用する場合は、地域団体と事業者との合意が必要となります。
本制度を活用する場合は両方で十分に協議してください